平成27年度前期

授業料免除の出願について

　平成２７年度前期授業料免除の出願を希望する場合は、以下の内容をよく確認のうえ、漏れの無いように手続を行ってください。

〇申請手続のながれ

**ＫＵＬＡＳＩＳ**にログインし、リンク集**「授業料免除等申請システム」**から、①エントリー（一次申請）、②家族、家計状況等入力（二次申請）を行ってください。その後、③出願（書類提出）することにより手続が完了となります。

　平成２７年度に本学の修士課程や博士（後期）課程等に入進学予定の在学生についても、以下の期間中に同システムにて、エントリー（一次申請）をしてください。（課程変更後もエントリーが引き継がれます）

〇申請スケジュール

|  |
| --- |
| **申請期間・時間（厳守）** |
| ＜エントリー期間＞**3**月**9**日（月）９時 ～ **4**月 **8**日（水）２４時 |  |
| ＜家族、家計状況等入力期間＞**4**月**10**日（金）９時 ～ **4**月**17**日（金）１７時 |  |
| ＜出 願 期 間＞※**4**月 **20**日（月） ～ **4**月**24**日（金） 　　　　　　（※学内便・郵送の場合、必着です。） |  |

〇出願資格

学部又は大学院の学生で、次のいずれかに該当する場合

①　経済的理由によって授業料の納入が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者

②　授業料の納入期限前６月以内（入学した日の属する期分の授業料免除の場合は、入学前１年以内）において、学資負担者が死亡し、又は出願者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、授業料の納入が著しく困難であると認められる者

③　②に準ずる場合であって総長が相当と認める理由がある者

④　※総長が指定する大規模災害により学資負担者が被災し、授業料の納入が著しく困難と認められる者

　※現在、総長が指定する大規模災害は、東日本大震災（福島原発事故含む）のみです。

（注）

・授業料の滞納者及び当該期分の授業料を納入済みの者は出願資格がありません。

・出願時又は出願にかかる学期の開始前６ヶ月以内に懲戒処分を受けた者及び処分中の者は出願資格がありません。また、出願後に懲戒処分を受けた場合は、当該出願資格を無効とします。

・出願期分の授業料を免除可否決定前に納入した者は、免除の出願を取り下げたものとして取り扱います。

〇結果通知

免除結果の通知は、授業料免除等申請システムにて７月下旬に行う予定です。

〇その他

・詳細については、京都大学ホームページに掲載しています。

〔http://www.kyoto-u.ac.jp/ja〕　教育トップ→学生生活→授業料免除

・変更が生じた場合は、別途周知しますので掲示等にご留意ください。

平成２７年１月２２日

京都大学学務部学生課奨学掛